

平成22年6月第24回互理町議会定例会会議録(第3号)

○ 平成22年6月15日第24回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に召集された。

○ 応招議員(20名)

1 番 小野 一雄	2 番 熊澤 勇
3 番 鞠子 幸則	4 番 相澤 久美子
5 番 渡邊 健一	6 番 高野 孝一
7 番 宍戸 秀正	8 番 安藤 美重子
9 番 鈴木 高行	10番 平間 竹夫
11番 佐藤 アヤ	12番 佐藤 實
13番 山本 久人	14番 熊田 芳子
15番 安田 重行	16番 永浜 紀次
17番 高野 進	18番 島田 金一
19番 安細 隆之	20番 岩佐 信一

○ 不応招議員(0名)

○ 出席議員(20名) 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
税務課長	日 下 初 夫	保健福祉課長	佐 藤 浄
町民生活課長	安 喰 和 子	産業観光課長	東 常太郎
わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄	都市建設課長	古 積 敏 男
上下水道課長	清 野 博 文	会計管理者兼会計課長	齋 藤 良 一
教育長	岩 城 敏 夫	学務課長	遠 藤 敏 夫
生涯学習課長	佐々木 利 久	農業委員会事務局長	酒 井 庄 市
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 9時58分 開議

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

まず初めに、暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、16番 永浜紀次議員、17番 高野 進議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（岩佐信一君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。順次発言を許します。

1番。小野一雄議員、登壇。

〔1番 小野一雄君 登壇〕

1番（小野一雄君） 1番の小野一雄であります。

まず冒頭に、このたびの町長選挙において3期目を果たされた齋藤町長、当選おめでとうございます。4年間健康に留意され、ますます活躍されることをお祝い申し上げておきたいと思います。おめでとうございます。

それでは、私は、ことしの2月28日、チリ地震津波による津波警報が発令されまして、ここでは避難勧告というふうに記載してありますが、避難指示、当時は指示だったと思いますが、これについて質問をしていきたいと思います。

初めての津波警報が発令されたということで、いろんな教訓を残してくれた、そ

して与えてくれたと、このように私は思っております。ちょうど日曜日のお昼前ということで、いろんなさまざまな条件が重なって、反面、いろんな課題、こういったものを教訓として与えてくれたように思います。

それで、まず一番最初に避難場所の管理についてということでお伺いしますが、この関係については、避難場所の管理、総括については災害防止計画、こういったものをひもといてみますと、役場の福祉班が当たって、避難場所の管理責任者はそれぞれの施設長になるんだというふうに記載してありますが、今回は避難場所が荒浜の小学校、中学校、あるいは体育館、そしてまた、長瀬小学校、農村環境改善センターというふうに各地に分散したわけではありますが、この施設長といわれております方が避難場所の管理者、しかし、こういうふうに分散された場合における管理者はどういうふうになるのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 小野議員にお答えをいたします。

この津波、あるいは地震、風水害は、どうしても何か土曜、日曜に当たるというのが今までの統計上、私も前にも言っておりますけれども、おとといの12時22分に発生した福島県沖も日曜日であった。そして今お話しのとおり、南米のチリ地震による大津波、その日も日曜であったということで、やはりこれから土曜、日曜がそういう風水害、あるいは地震、津波が発生するということで、私も先日、吉田西部コミュニティーセンターから帰ってきて、ある用事が終わって自宅に帰った途端に地震があったということで、本当にびっくりしておるわけでございます。

そういう中で、ただいまご質問にありました亙理町地域防災計画においては、津波避難の場合については、荒浜地区は亙理小学校と亙理中学校、さらには吉田東部地区については吉田小学校へ避難していただくよう定めております。今回の場合については、避難場所までの移動手段がない方を考慮し、身近である荒浜小学校、荒浜中学校、勤労センターということで、荒浜地区については3カ所の3つの施設の2階以上の教室ということで指示をしておったわけでございます。吉田東部地区につきましては、長瀬小学校と農村改善センターを避難場所として開設したものであります。

そういう中で、特別警戒本部において「避難指示」を決定後、各施設管理者に連絡をいたしまして、施設の開放及び教職員等の配置を依頼し、町からは保健師を含

む10名の職員を避難所となる施設に配置したところであり、避難指示の防災無線放送を行いましたので、避難住民の受け入れについては特に問題はなかったのかなと思っておるところでございます。

しかし、荒浜小学校と荒浜中学校では、2階以上の教室ではなく体育館を開放してしまい、住民に対し不安を募らせたことも事実であります。さらに、当日は比較的寒かったということから「暖のとり方」の問題、そしてお茶などの飲料物の提供、町からの情報提供がなかったことも本当に反省をしておるところでございます。今後はこのような情報の伝達を確実にいき、本部からの意思が伝わるよう周知徹底を努めてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 本来、津波警報であれば、今、町長が言ったように、それぞれ高台にあります亘理地区の小中学校、そして吉田地区については吉田小学校というふうに防災マップ、こういったものにも周知徹底をしているところであると。

今回の、一時避難ということで、それぞれの平坦地の箇所に避難場所を設けたというのは今わかりました。やはり全地において、そういったいろんな、こんな海拔ゼロメートルのところは何で避難をさせるんだというような苦情といたしますか、こういう意見も私も大分耳にしました。そういったことで理解はできました。

それでは、この避難場所においてそれぞれの役場職員が連絡員なり、あるいは管理業務に当たるわけですが、その管理業務の主な内容というのはどんなものがあるのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 職員の管理業務、避難所の開設後の業務でございますけれども、税務の職員については避難所との連絡調整がございます。福祉部関係、教育部もそうですけれども、避難所の運営についてのお手伝いをしていくというふうな内容が主でございます。

実際、避難所が開設されますと、各同じ地区の人が同じように集まってくるわけではございませんし、また、分散する可能性もございますが、避難所において自主的な運営をやるべきというふうには思っております。その中で、今つくっております自主防災組織の長さんが何人か当然集まってまいりますので、その中で中心的な役割を果たしてもらおうというふうなこと、それらの会議の中に職員もきちんと入っ

て、そこで不足するもの、あるいは準備しておかなければならないもの、そういうものをきちんと把握して、税務職員等が町の本部の方に連絡するというふうなことが業務であろうかなというふうに思っております。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 今、総務課長の方からお話がありましたけれども、連絡員、あるいはその運用業務、こういったものに当たるんだと。もう一つはやはり避難所に集まった人たちの人員の把握とか、氏名の集約とか、そういったものがあるわけですね。

今回、やはり私も避難した一員として感じたんですが、何でこんなに人が少ないのかなと、こういうふうに本当に思いました。前段言ったように、いろんな諸条件が重なったということがあるわけでありますが、この辺、私はやはりいろんな関心、防災に対する関心度の低さといいますか、勝手に思っているわけですが、この点について町長はどう思いますか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの、少なかったというのは職員の配置が少なかったということなのか、避難した方々が少なかったのか、どちらの方でしょうか。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 避難民ですね。

町 長（齋藤邦男君） はい、これについては、本当に少なかったと。私も各避難場所に消防団長と幹部の方々と各避難場所を回ったわけでございます。そういう中で、避難そのものは1波、2波と、そして津波の場合は3回、4回と来るのにもかかわらず、帰っていった方もあるということも聞いておるわけでございます。そういうことから、これらの内容については町のチャイム放送とか広報等でいろいろとお知らせをしたわけでございますけれども、これらについては、やはり今後、自主防災組織の中で住民に対しまして指導徹底、町といたしましても当然すべきではなかろうかと思っております。

そういうことで、今後とも啓蒙活動、そして自主防災組織そのものの対応をしていただければなと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 今お話のとおりかなというふうに思います。いろんな管理業務の中

で、もう一つは食糧の確保とかあるわけですね。この食糧関係についてちょっとお話をしてみたいと思いますが、町として災害が発生した場合に、災害者の生活、こういったものを確保するために食糧、それから飲料水とか生活物資を調達、供給するんだというふうな、いろんなマニュアルに書いてあります。

この2月28日の段階の、例えば昼食時は、それぞれの避難所においてどういう対応をしたのか、ちょっと教えていただきたいなど、それぞれの地区において。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 2月28日、それぞれの避難所の対応の仕方でございますけれども、すべての避難所で同じような対応をとということで、まず、11時半に避難指示を発表した後、皆さんに集まっていたということ、お昼の食糧については、こちらでも実際長期的に避難の指示が解除できないというふうには思っていなかったものですから、お昼の提供はしないということで決めておりました。各施設とも同じような対応をとったということでございます。ただ、長期的にといいますか、夕方になるにつれ、結局、指示がとれるような状況でございませんでしたので、夜については炊き出しをお願いしたいということで、婦人防火クラブをお願いをして炊き出しを行ったというふうなことでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 私が質問しているのは夕方ではなくて、お昼の昼食はどうしたのかということなんですが、今、課長の話だと、それぞれで対応したということだったのですが、やはりこの辺がいろいろ問題といいますか、出てきたんですね。やはり災害ですから、例えば11時半、私もお昼前に行ったんですが、会場でのアナウンスといいますか、放送では、昼は準備していませんからそれぞれ云々というような話があった。いろいろ意見がありました。みんな、手ぶらで避難したんですよ、本当の話。たまにはポケットマネーとか、いろいろ持っている人も若干おりましたけれども。そういう状況の中ですから、やはり今回は私も大目に見てといいますか、本当に初めてのケースでだれもこういう経験がない、体験をしていないということでやむを得ないのかなというふうに思うところもあるんですが、しかし、やはりこういったものは今後とも起こり得る可能性が十分にある。来なくても警報が発令されて「避難してください」という事例がおそらくまた出てこようかと思えます。やはり制度的なものはきちっと町としてやっていくべきではないか、こういうふうに私

は思うのですがいかがですか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 議員さんがおっしゃるとおりでございます。各施設の避難所からはそういうお話も出てきましたし、反省の中にも若干そういうものが入っております。消防の関係、それからその後、区長さんに集まっていただいて、28日当時の反省も踏まえてそういうふうな中身もされておりました。町の方でも、時間帯の関係で非常に微妙なところだったものですから、そういうふうな対応をとったわけですが、やはり食事についてもそういう場合、避難をした場合、そういうものを含めて、今後とも検討していきたいというふうに思います。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） ぜひとも、こういったものについては、災害ですから県、国からの補助があるわけですね。十分にそういったものを加味しながら対応していただきたいと、このようにお願いを申し上げておきたいと思えます。

そしてまた、今度は夕食の関係ですが、炊き出しをやっていただいたということで、大変ありがたかったわけです。この関係、炊き出しの、例えば実施をする場合の手順といたしますか、指揮命令系統といたしますか、どういう手順でこういった炊き出しをやるのか、その辺の方法を教えてくださいませんか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 炊き出しについては、婦人防火クラブの方にお願ひします。町の方から必要だと判断した段階で、事務局が消防署でございますので、消防署の方にお願ひして、どここの避難所に何名、何名というふうな確認が終わっておりますので、その分の炊き出しをお願ひしたいということで消防署に依頼いたします。以上です。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 夕方ですから数量とかはかなり減ってきたのかなと思いますが、それぞれの地区においての数量、わかる範囲で結構ですから、どのくらいになっていきますか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） それぞれ炊き出しの数はちょっと今把握していないんですけども、最高時では700近くいたんですが、夕方近くになりますと大分減ってきており

ます。全体的には120ぐらいの数字に減ってきております。地区ごとにはちょっと資料にはございませんので、大体120ぐらいというふうに思っておりました。以上です。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 荒浜地区と吉田地区でそれぞれ炊き出しを実施したと思われませんが、特に何かトラブル、問題は発生はしていませんでしたか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 当日の話では特に問題はなかったわけですがけれども、先ほど、区長さんの話、それから消防団幹部のお話を聞いている中で、確かに問題点がございました。と言いますのは、まず炊き出しを行った人たちの問題なんですね。結局、避難を行っていた地区の婦防にお願いしてしまったというふうなこともございまして、実際はやるべきではないと、そういうことですね。例えば、亘理の婦防にお願いする、あるいは逢隈の婦防にお願いするというふうなことではなかったんですかというような話がございました。確かにそのとおりだと思います。避難している人のところでの炊き出しというのも少し変な感じがいたしました。その辺が後での反省点でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 先ほども言ったように、初めての経験だということでいろんな問題が、この炊き出しの問題だけでなく、例えば要介護といいますか、こういった方々の避難した人たちに対する対応、そしてまた、町長は先ほど10名の保健師と書いておりましたけれども、これは後からなんですね。やはりそういった問題も出てきました。寒さ対策、保健師さんの問題、それから携帯電話の充電器とか、こまい話を言えばきりがありません。しかし、これらは災害から学ぶということでお互いに、避難民も、あるいは避難所の管理運営に当たる役場職員もいろんな勉強を会得したのかなというふうに私は思います。これを教訓に、ひとつ今後の業務に生かしていただければというふうに思います。

それで、役場職員については、災害時の初動態勢マニュアルみたいなものがあるやに聞いておりますが、こういったものについて職員の定期的な研修なり、勉強会といいますか、こういったものを私はやるべきではないかというふうに思うわけですが、この辺はどうですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま、小野議員さんからお話のとおり、初めての経験と体験だったということ、さらには日曜日であったということで、保健師そのものが亙理町内だけに住んでいる方だけでなく、やはり連絡調整で時間的にもなかなか難しかったと。保健師だけでなく、一般職員もやはり日曜日という、時間帯からいってもお子さんとか、いろいろ出て歩くということで態勢がなかなか整わなかったのは現実でございます。そういう中でおくれたということ。それから、やはりこの2月28日の南米チリ地震の津波によるところの体験を踏まえまして、今後さらに持ち分、それらを徹底して、土曜、日曜日であっても所在地を、今は携帯電話がありますので、それらによりますので対応を十分、これから指導徹底を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） それでは、（2）番の避難活動ということについて触れてみたいと思います。

順序とすれば、本当はこの辺が一番最初に持ってくればよかったのかなというふうに思っておりますが、（2）番の避難活動ということで、前段に関連するわけがありますが、やはり最初に疑問を持ったのは、何で高台で一時避難をそれぞれの小学校、中学校、あるいは体育館、こういったところにしたんですかと。避難誘導に当たっては、それぞれ地区の消防団員が当たったということで、これはマニュアルどおりだなというふうに思っておりますけれども、その中で、やはり避難場所におけるルート、避難所までの通路、こういったものをやはり常日ごろから点検しておく必要があるのかなと。実際、私の住んでいる吉田地区、吉田小学校に避難したことないんですよ。どこにあるかもわからない人が多いのではないかと想定されます。やはり今後は、実際に正規の避難場所に対する避難の方法、活動、こういったものもやっておく必要があるのではないかというふうに思うんですがいかがですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先ほども若干触れましたけれども、当日は避難指示区域には避難指示発令前に、まずもって消防団員を配置し誘導に当たりましたので、けが人もなく無事避難をしていただいたこと、本当に感謝をいたしておるわけでございます。

避難所に避難された住民は、避難対象となりました荒浜と大畑、吉田海岸地帯で

15の行政区で、合わせまして5,167人の方に避難指示を出したわけでございますけれども、一番多かった人数の時間帯によりまして、717人ということで、その割合からいきますと、避難した方が14%ということで少なかったわけでありましてけれども、後日、お話を聞いてみますと、その町で指示した避難場所ではなく、ショッピングセンターとか、あるいは親戚、岩沼に行って、岩沼からも電話が来た、避難解除になりましたかという電話を受けておりますけれども、そういう中で、知人、友人の方々に、町外に行った方々もおったわけでございます。

ちなみに、今回の津波による宮城県内の沿岸の地域におきましての避難の割合といたしましては、亶理町が14%でございましたけれども、県全体では6.57%ということであったようでございます。しかし、一部の住民は、消防団員の避難要請にもかかわらず、自宅の2階で避難するから構わないでくれというお話もあるようでございます。また、今回の津波の第1波、第2波が小さかったことから、避難住民の自己判断により、一時は避難したんですけれども、すぐ帰宅したという方も多く見られたと。そして、避難指示解除前の午後7時30分には、全避難所から全員が帰宅してしまったという経緯があるようでございます。これらについても、やはり管理をしておいた職員の指示、それらについて十分今後対応しなければならない。まだ避難解除はしていませんよということだとどめるべき、やはり今後の津波の関係上もありますので、今後これらについても、そしてまた、行政区長さん、あるいは自主防災組織の役員の方々に、やはり気象庁から発表される内容を十分に踏まえて、解除するとか、自宅に帰る時間帯も徹底をしていかなければならないのかなと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今、町長が言ったように、実際避難所にいまして、その避難活動云々の中で、私、たまたまずっと長瀨小学校の方にいたんですが、午後3時になったら一部の人たちが帰ってしまった、黙ってね。黙って帰ったんですよ、本当の話。そしたら、「気をつけて帰ってください」と、こう言うんですね、役場職員は親切ですから。それを言ったもんですから、今度はぞろぞろと、もうなだれ式に帰っていった事象がありました。慌てて役場職員の方から「まだ解除になっておりませんからとどまってください」とアナウンスがあったんですが、遅きに失した感があったなど。これは現実です。私はずっと時系列的に地区の動きといいますか、やって

いましたからわかるんですが。やはりこういった問題、午後3時に一部の者が帰って、これは事情がいろいろあるんですね。ちょうど2月末といいますと、イチゴ農家の方が多いものですから、ハウスの開けたり閉めたりの管理、そしてまた、農協の出荷場に対する搬入もあるということで、それはやむを得ない部分もあるわけですが、その辺の状況が一部の人にはわからない部分があったということで、その辺の今後の活動に対して教訓を残したのかなというふうに思います。

それで、この避難活動を含めて、それぞれの県内のあらゆる、亘理町でも防災訓練を含めて小学校、中学校に対する教育というものをやっているかと思えます。具体的な小中学校における防災教育、こういったものを主なものを教えていただけますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、各学校で防災に関する学習、教育といったらいいんでしょうか。6.12、県民防災の日になんで、各小中学校はその前後に火災及び地震に伴う避難訓練を必ずやっております。それから、高学年になりますと、保健安全指導というのがございまして、その中で防災についての学習もすることになっております。したがって、小中学校とも防災についての避難訓練はもちろんですが、教室での学習とか、そういうことも随時やっていると。防災というところ、自然災害だけでなく人的災害もございまして、例えば不審者侵入を想定したそういうふうな避難もやっていると。それに伴って、安全に子供を親にしっかりと渡す、引き渡し訓練等も各小学校ではやっております。

過日、亘理小学校で防災キャンプというのがございまして、41名の町内の小学生が集まって、寝泊りをしながら避難時の体験をしたと。その中で、いろいろ防災に関する学習もやったようでございます。防災士の熊田先生などもそれにご協力いただいたという経緯がございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 今、小中学校、町内ではいろいろ学習を通じてやっていると。防災キャンプもやっっているいろいろな体験をしているんだということではありますが、大変いいことだなというふうに思います。

先日、河北新報に、大崎市の池月小学校、鳴子の近くなんですが、あそこの事例が載っていました。運動会に防災競技を取り入れて、地区民一緒になって、常日ご

ろからそういった訓練をやっていきましょうということでいろんな種目が載っていました。これはいいことだなというふうに思いまして、そういったいいところはやはりまねしてやってもいいのかなと。全部まねろというわけではありませんが、何かいろいろそういった手法を編み出して、常日ごろから、やはり子供たち、小学生、中学生に防災に対する関心、啓蒙を図っていただきたいと、このように思います。

そしてまた気仙沼市では、各小学校、中学校から体験発表ということで、市を挙げてやっているというのがネットで見ますとそんなものがありました。こういったものも一つの防災教育の一例かなということで、ただ単に防災の日だから云々ではなくて、こういった形でやればもう少しレベルアップ、こういったものにつながってくるのかなというふうに思いますので、ぜひとも参考にさせていただきたいというふうに思います。

(3) 番に移りますが、情報連絡ということでお伺いしますが、今回のチリ地震津波の発生、要するに、日本に何時ごろ津波が到達するのだということで、今回は気象庁の発表が1時間ぐらいのずれがあったというふうに聞いております。この関係では、気象庁はいろいろGPSを使った波浪計の設置をふやして、より精度の高いデータ収集、こういったものに努めていくというふうにありますけれども、やはり避難所における情報の連絡、避難している人たちは何がほしい、何を望んでいるのかということ、上に当たる役場職員を含めて考える必要があるのではないのかなと。私、本当にいらいらしてきた経緯があったんですが、全然何の連絡もない。要するに、テレビをただつけっ放しで一部の人たちが見て、全然避難民には何ら放送がない。私も「管理者、責任者はだれですか」とこそっと聞いて、こうしたらいんじゃないの、ああしたらいんじゃないのということをちょっと横やりといたしますか、アドバイスのことを話したんですけれども、やはりこういった問題、何を望んでいるのか。やっぱり早く帰りたいんですよ。早く解除してくれないかと思っているんですよ。本当に津波が来るのという不安感、疑心暗鬼な部分もあります。こういった点について、やはり避難民の心情に立ってものを考えるべきではないかなというふうに私は考えるんですけれども、町長、どう思いますか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まず、情報連絡については、ご案内のとおり、町の防災行政無線で、先ほど来申し上げた沿岸住民に対しまして「大津波警報が発令された」ということ

で2回放送させていただいております。さらには、その後「避難指示」ということで、これについても2回放送し、さらには「海岸に近づかないよう注意喚起」したのが1回ということで、5回放送をさせていただいております。

また、避難された皆さんに情報を提供するため、避難所内にテレビ放送やラジオ放送を流して対応いたしました。しかし、やはり地元の情報がほしいとの要望がありました。本町には津波等、潮位、潮ですね、高さ、潮位を観測する設備がございませんので、今後、仙台管区気象台へ津波観測施設の設置について強く要望してまいりたいと思っております。

そこで、11日の宮城県沖地震を踏まえまして、津波情報が新聞に大きく取り上げられておりましたけれども、各、岩手から宮城県にかかわる津波到達時間等々、詳細に挙がっておりますけれども、ここでは名取市、そして仙台市の宮城野区、七ヶ浜町、塩竈、松島、東松島、女川、そして石巻、気仙沼という形になっておるわけでございます。そういう中で、亘理町の観測所がないので、ぜひこれらについて設置方をお願いしたいということで、今後強く要望してまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） ぜひ、私の方からも要望をお願いしておきたいと思っております。何と言っても、鳥の海湾の潮位、潮の高さ、これはどうなっているんだというのが、やはり避難している人たちは一番知りたいわけなんです。ぜひともそういった測定地を設置するように要望をお願いしておきたいと思っております。

（4）番の防犯体制についてお伺いしたいと思います。今回、本当に初めてのケースということで、戸締りもせず、着のみ着のまま避難した人たちも多くあります。一番心配なのはやはりこの防犯。いやあ、本当にだめだ、逃げられない、うちをあけることはできねとか、いろいろありました。この28日において、いろんな盗難事件とか、防犯にかかわる事故は発生したのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。どうですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 防犯体制については、特別警戒本部といたしましては、避難指示と同時に、消防団員だけでなく防犯実働隊に要請をして、消防団と防犯実働隊が避難指示区域の巡回を実施させていただいたわけでございます。しかし、気象庁からの

発表では3メートル以上の大津波ということもあり、やはり消防団員並びに防犯実働隊の方々の生命の保護の観点から、津波到達時刻でありました午後1時30分で終了させていただいたところでございます。

そういう中で、今後の課題といたしましては、大津波警報を知らない観光客と思われる方や、営業車が避難指示地域に入ってこられたということでもありますので、やはり地域の防犯や入ってこられた方々のために、指示区域に入らないように、やはり交通規制もすべきではなかろうかと思っております。

ご案内のとおり、私も長瀨小学校、そして農村改善センターに行った際にも、やはり防犯が心配だというお話も聞いたわけでございます。そして、小野議員さんにおかれましては、この津波のための、終日、避難場所で指導したわけでございますけれども、これからは町の指示だけでなく、やはり防災組織そのものの活用も大事かなと思っております。そして、今お話のとおり、防犯事故というか、犯罪事故については現在のところなかったということでご報告を受けておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 防犯体制、事故はなかったということで、不幸中の幸いというふうに言っておきたいと思えます。やはり、この避難を含めて、私の地区にもいろんな、片方は避難している、片方はどンドン、例えばイチゴ農園があるものですからイチゴ狩りに来ていると。何かおかしいなど、どうなっているんだというような問題。そして、その集落が全部無風区になるわけですから、こういった外部の方々は何も知らないでどンドン入ってくると、やはりいろんな心配があります。今言ったように、防犯実働隊の活用をやったということではありますが、やはり私は身近な消防団の方々、一生懸命今回お骨折りをいただいたのかなと。

この消防団についてちょっとお伺いしたいんですが、たしか亘理の消防団の条例では定数が530名というふうに伺っております。現在、実数はどのくらいおられますか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 現在の実団員数は494というふうになっております。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 若干、30ちょっとぐらい足りないわけですがけれども、いろんなマス

コミ報道といえますか、ネットなどを見ますと、消防団員のなり手がなく、あるいは高齢化でなかなか大変だということが一番言われておりますが、ちなみに、亘理町の消防団員の平均年齢はどのぐらいになっていきますか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 平均年齢でございますけれども、494名、全員、幹部の団長さん初め大分高齢なんです、平均年齢にしますと44.2歳というふうになっております。以上です。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 平均年齢44.2歳ということで、やはり私は、町長は消防団員をいかに確保するかというのもひとつの課題なのかなというふうに思います。

それで、なぜ消防団に入る人が少ないのか、最後になります、町長の考えをお聞かせ願いたいと。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど消防団員の数は496名というお話を申し上げたところでございますけれども、この中でも、実際亘理町内で働いている方、何割いるかわかりませんが、そういう方が多いということと、団員数の中で最も多いのが吉田地区でございます。やはりイチゴ栽培とか農業者が多いということ、そして少なくなっているのが荒浜地区と亘理地区が少なくなっていると。やはりそういう若い方々が仙台勤務が多いということでございます。

そういうことから、やはり男性だけの消防団員でなく、女性も必要であるということ、現在4名の消防団員を昨年より確保しておるわけでございます。これらについてもさらにふやしてまいりたいと思っております。

そういう中で、亘理消防署の消防職員にも女性を昨年の4月1日から採用いたしまして、1年間の講習を受けて、ことしから現場消防職員として働いておるわけでございます。やはりこれから消防団員を退団する場合には、必ず補充するための人をお願いしてから退団してくださいをお願いをしております。病気であっても年齢であっても、やめる場合には補充団員をぜひお願いしてから退団をしてもらいたいということで、やはりいざといった場合には、火災よりも、今言われた津波の場合とか地震災害の場合については団員の活動が最も大事だということで、これらについても今後とも消防団の団長を初め、幹部の方々と相談をし

て、前向きに団員の減少をとめたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） ぜひともそのようにお願いしたいと思います。やはり私はこの2.28の避難指示の教訓を風化させてはならないなというふうに思っております。住民、そしてまた職員の方々、大変だと思いますが、ひとつこういったものを十分に肝に銘じて、災害に備えていく必要があるのかなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって、小野一雄議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時といたします。休憩。

午前10時50分 休憩

午前10時59分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

18番。島田金一議員、登壇。

〔18番 島田金一君 登壇〕

- 18番（島田金一君） 島田金一です。

私、1問、工場誘致の取り組みと体制づくりについて質問いたします。

21年9月議会において、工場誘致について各種質問をいたしました。その後の経過で、エム・セテック株式会社の工場建設は白紙撤回となりました。前回の質問の精査と、今回の状況に至る経緯やこれからの企業誘致計画について質問いたします。

（1）番、21年、7月となっておりますが、実際的には登記は6月30日です。去年の6月30日に台湾から資本導入を行ったときの時点での対応はどのようなことが行われたか質問いたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 島田議員にお答えいたします。

まずもって、太陽光発電メーカーでありますエム・セテック株式会社が、世界有数の液晶パネルメーカーで、台湾に本社がありますAUオプトロニクスから資本増資を受けることが平成21年6月末に決定されたわけでございます。

そうした中で、本町といたしましては、県の職員と一緒にエム・セテック社に事

実確認をしたところ、今後も松宮氏が現行どおりエム・セテック社の最高責任者として会社の実権、すなわち運営管理などを行うことに対して、AUオプトロニクスから現有体制で会社運営をお願いされたという話を受けたことと、松宮氏本人からも亘理工場の建設計画についても予定どおり進めていきたいというお話を受け、さらにはエム・セテック社の法人登記を確認し、松宮氏が代表取締役で議決権があることも確認し、その後も町及び県が工場進出計画についてエム・セテック社と進めてきたところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 21年の相馬工場でのガス漏れ事故、リーマンショックによる、資本されていましたオイルダラーといいますか、その引き上げなどによる資本の弱体化が懸念されておりました。そこに、世界第3位の液晶パネルメーカー、友達光電、AUOから資本提供がなされました。これはAUOの世界戦略の一つというふうな大きい目的だったそうです。AUOはご存じのとおり、世界第3位という、取引高が超の、今のパナソニックかシャープの会社以上の実力を持っている会社です。それが一つの柱として太陽光発電の部門を立ち上げるべく、その当時一番性能のいい単体、セルを製造していたエム・セテックに目的を考えておりました。それで、AUOがそういうふうな資本提供がなされたときに、やはりこの会社、世界的な戦略で、今、町長がおっしゃるように、薄情な会社というふうな企業戦略でという形ではありますが、私が前に政府関係に勤めていた方にお聞きしたところ、台湾企業とか中国系の企業だからこそ10カ月もったよと。普通の欧米の企業であれば3カ月か4カ月で多分役員交代だろうと、そういうふうに教えてもらいました。そのぐらい世界は厳しいというふうな状況でございます。

こういうときに、1つとしてガス漏れ事故がございました。そのときの対応、相馬市、また福島県の相馬港周辺の土地開発公社がいろいろなことで右往左往して対策を練ったということに聞いております。そのとき、亘理町が計画しているのが、インゴットをカットする工場だということで余り関心を示さなくて、うちでは違うんだと、そういうガスは使わないんだというふうな9月に質問したときの発言ですが、それを含めて、会社としての危機管理がなかったのではないかと、そういうところを詳しく調べるとか、相馬市に聞くとか、そういう行動はございますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この件につきましてはいろいろと調査をさせていただいたわけでございますけれども、今申されたように、AUオプトロニクス、それからの資本提携があったということで、松宮社長本人そのものについては、やはり相馬工場の投資額、あるいは今お話しのとおり、ガス漏れ事故があったことによるところの経営の安定を図るためにAUオプトロニクスからの資本提携があったということで、松宮社長本人としては、やはり経営安定のためということでの対応だったのかなと思っております。

そういう中で、これらの内容については町だけでなく、やはり県といろいろ協議をし、検討して今まで進んできたというのが現在の経過でございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 宮城県として対応していたというのはわかります。私が今聞いたかったのは、地元であります相馬市、あと、その相馬工業団地を運営する福島県土地開発公社、そういうふうなものに直接出向いていろいろな情報をおとりになったかということなんですが、いかがですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現実には情報交換はしておりません。ということは、やはりその事故があったことにとりまして福島県、あるいは土地開発公社の内容でございますので、それを亘理町が行って根掘り葉掘り聞くということはいかがなものかということも考えたものですので、そういう対応はしていなかったということでございます。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 前にも述べたように、危機管理としては重大な事件だと理解してよろしいと思いますので、そこら辺は、相馬市が来たからといってエム・セテック側にいろいろなことをおしゃべりするような、やはりお互いに行政機関ですから、その点はわかっていると思いますので、そこら辺は聞いてもよかったのではないかなと思いますが、もう一度ご答弁。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） やはり周辺に対する事故ということで、相馬市だけでなく新地町にも影響があったということで、本来ですと、そういう事故が発生すると、やはり6カ月とか1年ぐらいの操業停止という形になるわけでございますけれども、福島県

といたしましても、やはり地元企業ということで3カ月で操業を開始したという経緯があるわけでございます。やはり風評被害にならないようにという福島県と会社との話があったのではなかろうかと認識しておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今、福島県、相馬市あたりからの強い働きかけで、私は6カ月と聞いているんですが、3カ月で入っていますか。本当だったらこのくらいの被害というと3年だったそうです、町長も言うとおりの。それを、このままいけば、今せっかく投資した相馬工場が全部つぶれるという形になりますので、企業としても県としてもバックアップしなくてはいけないということで、周辺住民を説得させるためにいろいろな方法を考えたそうです。1つは、こういうふうにガス漏れが発生したとき、携帯電話で各家庭に連絡できるようなシステムを相馬市がつくっております。そういうことまで付加価値をつけて、新しいエム・セテックという会社を立て直そうと、守ろうとしている姿勢は、やはりその辺はちゃんと情報で取っておいた方がよろしいかなと思います。

今の資金導入についてはこのくらいにします。

(2)番目の、県の企業誘致に関する部署との相談や情報、今、町長からも説明がございましたが、こういうふうな特殊な事情になったと。私はA U Oが資金導入してからというふうな形でお答え願いたいと思いますが、そういうふうな特殊な事情になった場合、県あたりも未経験なところが随分多いと思いますが、そこら辺、お互いにどういうふうな情報交換をなさったのかお知らせ願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 県の企業誘致に関する部署については経済商工観光部というところでございます、課といたしましては産業立地推進課というところが窓口になっておるわけでございます。

そして、エム・セテック社から本町への立地希望があった後の平成20年6月から現在まで、今回の企業誘致の件に関する相談や情報交換はもちろんのこと、町と県の職員と一緒に、山元町にあります仙台工場の工場長や、必要に応じ、東京都台東区にありますエム・セテック社本社に出向き、松宮氏と私を含めて頻りに打ち合わせを行ったところでございます。常に町と県が連携を密にして進めてきたところでございます。

ちなみに宮城県と町との打ち合わせ件数については34回ということになっておるようでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 県と町とのいろいろな交流というか、情報交換が34回もあったと。このぐらいやれば十分だと私は思いますが、以前、この計画が持ち上がったとき、県の土地開発公社、そのところと一応共同して工業団地造成というふうな計画もあるやに、一番最初の説明のときはお聞きしました。町直接の開発、造成となった経緯はいかかなものでしょう。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、町直接でオーダーメイドということでございましたけれども、県の土地開発公社を利用しなかったのはどうしてかということでございますけれども、ご案内のとおり、現在工場立地されておりますケーヒンワタリ、さらには積水包材、これについては、あの用地買収、造成その後については県の開発公社を利用した経緯があるわけでございます。やはり県の開発公社を利用いたしますと、用地単価、あるいは事業経費とか、いろいろと、さらには手数料という応分な手数料を取られるということでございます。

ちなみに、昭和62年だったと思いますけれども、農地の単価も、今回買収単価の2倍以上であると。さらには造成事業、そしてそのほかに手数料、そして利子等、人件費ということで、利用することによってその土地の価格が上がるということから、やはり町の方で購入し造成事業を行うことによって、企業に対する売買するための単価も低くなるということから、町全力を挙げてそういう対応をしたということでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今、ケーヒンの今の工場のところ、昭和60年か62年代だと思いますが、土地開発公社で行ったということがお答えございました。これは確かに土地の単価、経費、手数料も含めて、後から県から請求されると。ただ、考え方ですが、県が入ることによって責任が県に移るという形になりまして、こちらの、大変苦勞なさったというふうな土地の購入時点の登記関係が割りとスムーズにいったのではないかと。あと、逆に土地公社の場合、残念なことに、私もお聞きしたところ、大体初めから2年ぐらいかかるということのお答えだそうで、そうするとすると、エ

ム・セテック側が、その当時の松宮さんからの要望では1年で決めてほしいというふうな要望だったそうで、その点の折り合いがつかなかったのかなど。それは認めますが、やはりこういうふうな大きい場合、町、自治体というのは、今回30町歩の土地になりましたけれども、なかなか難しい、ちょっと不安なところもあると思いますが、こういうところに保険代として、こんなことを考えるのは失礼なんです。県を巻き込むというふうな方策も一つではなかったかなと思いますが、もう一度その点。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり企業進出する場合については、土地の価格、あるいは地理的条件とか、いろいろ企業側としても精査するということになるかと思います。そういう中で、エム・セテック社そのものについては相馬工場の用地単価なども聞いたわけでございます。そういう中で、やはり相馬工場の埋立地そのものの土地単価、造成地の単価、それらを踏まえますと、開発公社にお願いすることによって、果たしてエム・セテック社がその単価で買収するかということも考えたわけでございますので、やはりエム・セテック社の相馬工場の用地並みの土地にいたして契約をいたしたいということで、これについても慎重に調査しながら単価等にも決定させていただいたということでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 過ぎ去ったことでございますが、一応そういうふうな考えもあったのかなど、そういうことも一応考えられたと。確かに、相手先の購入価格が折り合わなければそういうことも発生しないものだから、土地公社の利用の件は取りやめたということで、次に移ります。

（3）番になりますが、地権者と町の土地売買契約時、会社内部体制は現体制のままというふうな先ほど説明がありましたが、このころから現実的に大きな変化がございました。エム・セテックの情報収集、その状況調査は行ったのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほどのご質問の回答でもお話を申し上げたところでございまして、これらについては、先ほど申し上げました県の産業立地推進課の担当職員と町の企業対策室の職員とが、お互いに情報を収集したものを持ち寄りまして分析をいたしましたわけでございます。そういう中で、事実確認をとるために、亘理工場建設計画の

窓口であります仙台工場の工場長のところに、少ないときで1週間に1、2回、多いときには毎日のように県の職員と町の職員と一緒に情報の聞き取りをしたり、必要に応じて町と県、そして私も含めまして、本社の松宮氏からお話をお聞きし、情報収集、あるいは現状調査に努めてきたところでございます。

ちなみに、県と町とエム・セテック本社松宮社長との打ち合わせ件数、これについては9回、そして町とエム・セテック仙台工場打ち合わせ件数が166回行っており、ところでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 私がなぜ聞いたかというところから、ここら辺時点で、登記簿謄本を取りますと代表2人になっております。謝社長が代表権を持ちまして、松宮社長と一緒に代表権、2本立てになっております。そういう重大な記載があった場合は、やはり町としても重大な関心を持つし、私たち議会あたりにもこういう体制になりましたというふうな報告があればいいなと思っているんですが、その点いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、松宮社長の技術力、そしてノウハウを持っておることから、松宮社長そのままが代表、さらにはAUオプトロニクス社の謝社長が資本増資をしたことによりまして代表取締役と。両立で走っていたということで、やはりこれらについては必ずしも1人の代表権者だけでなく2人で、技術力と資本力の両輪で進んでおったというわけでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 後でも聞きますが、窓口一つという形ではなく、やはり代表になった場合は、社長室とか何かというのはあるんでしょうけれども、正式に企業進出も宣言しているんですから、仙台工場と166回も交渉しながら、エム・セテック相馬工場の方との、謝氏とかの会見はこの中では含まれないと思いますが、ありましたか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 登記上は謝社長は代表取締役であったわけですが、まだエム・セテック社の本社に来ておらなかった、台湾に所在しておったということで、謝社長とは4月28日初めて面談したという経緯でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 一々とか何かというのは余り言いたくないんですが、謝社長の住所は仙台市になっております。そういうふうなことになる、私はマンションにいたんじゃないかと、私は直接会ったわけではないですから。そういう社長室、この前来た増田氏という方ですか、社長室とか何かを問い合わせ、通訳が必要でしょうか、そういうふうな面会をしたいんだというふうな申し入れをなされたかどうか、そこら辺ももう1回お聞きします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今、齋藤町長が謝社長の件についてお話ししたとおりでございますが、謝社長は台湾から昨年の10月下旬ごろ相馬の方に来ているという話をいただきまして、町としても松宮社長と再三にわたる打ち合わせをエム・セテック社の本社で行っております。その中で、台湾の謝代表が来ているということでございましたので、相馬工場の方に申し入れをしました。町長がぜひお話、協議をさせていただきたいということでお話をしたんですけれども、その際には、やはり工場の方の通訳が1名おりますので、その方で対応していただいたんですけれども、松宮社長からは、謝社長はまたすぐ台湾の方に戻る、亶理町の齋藤町長さんとはちょっとお話しする時間がないんだということでご了解をいただきたいということで帰られた経緯がございます。確かに、今、島田議員さんがおっしゃるとおり、謝社長は仙台の方に一応マンションを借りていた事実関係については私ら方も確認しておりますけれども、常にいたわけではなく、相馬工場に問題があったときに来た場合にだけ使用したというふうに仙台工場の方からはお話を承っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 謝社長にお会いするべきいろいろな努力はしたということは認めますので、次に入りたいと思います。

（4）番になりますが、企業誘致等専門家にアドバイス、また、太陽光発電に関して、大学、企業等からこちらから出向いて知識を得るような行動とか、何か調査をなさいましたか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の工場予定地の法的な農地転用、工場用地に変えるための手続に必要な資料の作成については、東京の神田にあります財団法人日本立地センター

に委託し、農地転用等の手続をお願いしたところでございます。

この財団法人日本立地センターにつきましては、企業誘致に関する調査研究や、企業、地方公共団体に対しての情報提供やアドバイスを行っている第一人者ということで、エキスパートぞろいの法人であるということで考えております。日本立地センターの職員の方々から企業誘致に関する情報だけでなく、太陽光発電産業に関する国内外の情報提供をいただいております。

また、そのほかにも企業誘致対策室の職員が県からの情報、さらには新聞、特に日本経済新聞、専門書、インターネット、そして国、県等で主催する各種大学の先生方や経済ジャーナリストを講師とする講演会などに出席し、企業誘致に関する情報や太陽光発電産業の動向について調査を行ってきたところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今、各種、一番主だったのが日本立地センター、それは企業誘致の日本でも有数の調査会社というふうにお聞きしますので、これを利用したということですが、あと、それぞれ太陽光発電に対しての企業の説明会とか何かを職員が聞いて、そして適切な情報を入れたということになってはいますが、やはり地元で東北大とか、後で市長になりましたが、石巻専修大学には市長自体が太陽光発電の権威者でございますので、そういう人たちを利用するという事はないですが、いろいろなつてを使って今からの動向を直接職員が聞いたり、インターネットも確かにいろいろな情報は入りますが、そういうものを実際出向いてまで情報を取るというふうな行動が必要でなかったかなと思ったのですが、私はもう少し足りなかったのではないかと思います、その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） きのうの、この工場誘致に関する内容でも申し上げたところでございますけれども、現在も各関係課との連絡調整ということで企業誘致対策室を設けておりますけれども、さらに充実した対策室をつくるために、企業誘致対策本部を設置しながら、さらに強固な企業誘致を進めてまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） それでは、（5）番も説明を受けましたので、交渉窓口、1人でな

く2人ですが、努力はしたということで、(6)番に移らせてもらいます。

(6)番、ことし6月の広報わたりにおいて、企業誘致について町民のみなさまへの報告の中で、「新会社エム・ソーラー亘理から新たに本町への企業進出の計画がなされた」と記載されております。協定書も白紙ですべきではないかと思いますが、その点、きのうも若干の説明はございましたが、もし重複でなければお願いします。

議長(岩佐信一君) 町長。

町長(齋藤邦男君) この件につきましては、町といたしましては県の産業立地推進課と協議の結果、近年のエム・セテック社を取り巻く経営環境等を考えれば、大変残念ではありますが、白紙撤回については了承し、立地協定を解消することについてはやむを得ないと判断し、県、町がそれぞれ町の新工場建設計画の撤回についての了承と、立地協定の解消についてエム・セテック株式会社の謝社長あてに通知しております。県が平成22年5月19日付、亘理町が平成22年6月4日付で通知を行っております。また、松宮社長が新会社エム・ソーラー亘理を設立し、亘理町に進出したい旨の表明があつてからは、エム・ソーラー亘理と協定等は締結しておらないということでご理解願いたいと思います。

議長(岩佐信一君) 島田金一議員。

18番(島田金一君) エム・ソーラーとは協定していないということですが、エム・セテックと協定締結も白紙となった今、エム・ソーラー計画を待っているとの説明がございました。

太陽電池産業の動向を私なりに見てみますと、技術革新は物すごく、世界で新技術の開発ラッシュと、太陽電池セルの価格も、数年前まで200円から300円したものが、今100円近くに移行しようとしております。これは大量生産と、「メガソーラー」といまして太陽光で発電所をつくる時代になっております。各家庭で屋根に上げている数字の大体倍以上のものが太陽光発電所になる、発電機でなくてももう発電所です。そういう時代が来ているということになりますと、今からもエム・ソーラーと土地の売買契約がなされても、土地の建設費用、雇用、生産までいかないと企業誘致とは言わないと思います。その点あたりのことも考えての計画を待っているという形なんです、私ははっきりいって無理だと思います。この世界の流れ、大量生産と、今、薄膜加工と建材と一体化というふうな動きも出ております。失礼

ですが、資本金1,000万円の会社、私も調べたところでは、サンヨーは、前、このエム・セテックとおつき合っています。島根工場、大阪の貝塚工場で500億円も投資をしております。そうすることは、もういろいろな結晶の方法も変わっていますので、エム・セテックの単結晶型、確かに熱効率はいいんですが、いろいろな利用度が頻繁に改良なされておりますので、今考えると、このくらいの規模では間に合わない。そういうことを考えますと、町長、ここで決断だと思いますが、エム・ソーラー、もしよければここで断念、白紙という形にして、新しい優良企業、若干きのうの質問もありましたが、財政上、13億円近くのを投入されておりますので、金利、いろいろな償還計画があると思いますが、それはもう塩漬けになっても構わないと、しばらくの間。平成26年に常磐道、全面開通します。その年度あたりを最終年度にして、この議会、町民、あとスタッフ全部で強力な体制をとって、今、対策本部をつくるという形で、新しい企業を誘致するお考えはございませんか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） きのうの一般質問の中で工場誘致、それらの内容については、島田議員さんが4人目かと思えますけれども、これについてはきのうの一般質問の中でお話ししたとおり、エム・ソーラー株式会社、現時点では事業計画と資金計画をやっておると。それらの内容を踏まえまして、今、島田議員さんが言われたような判断もすることも必要かなと思っております。

そういうことから、やはり新しい企業というか、そういう視野も入れて、今後議会の皆さんと、そして関係する県ともいろいろと相談しながら、そういう切りかえも可能かなと思っておるところでございます。

まずもって、ご案内のとおり、4月1日に立ち上げたエム・ソーラーでどういう計画が出てくるか、これについては、やはりまずもって一番大事なのが計画と資金計画だと思います。それを踏まえて、できれば議会の皆さんとも相談をしながら考えてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 私が心配しているのは、前の日本熱研のこともありますが、そういうことはないと思います。資金力不足というというのは明白でございます、失礼ながら。そうすると、やはり土地だけの7億円を町に出して、そして土地を取得すると。そうすると、工場は小さい工場でも、どういうふうな工場であるかどう

かわかりませんが、下手にすると土地目的と、こんな疑った意見は言いたくないんですが、そういう可能性も十分考えられます。そうすると、企業というのは、その工場が稼動して、生産物を生んで収益を上げて、雇用が発生するというのが企業でございますから、その点あたりは慎重の上に慎重にお願いしたいと思います。もう一度お答えをお願いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） きのうも申し上げたとおり、これらの工場用地そのものについては、133名の地権者のご高配により取得をさせていただいたわけでございます。これを踏まえまして、やはり雇用対策の問題、若年の定着、地域経済の活性化ということを考えますと、今、島田議員さんが言われた内容を踏まえながら、今後、慎重に対応しなければならないのかなと思っております。これについてはもう少し時間を、現在のところ、エム・ソーラー株式会社が計画をつくっておると、それを見た後に議会とも相談し、判断をしなければならないことかなと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） ぜひ早いうちに判断して、私の勝手な考えですが、26年ぐらいまで最終目標という形で、インターの問題もございますので、そのときには工業用地の利便さということ売り込んで、ぜひ優良企業を誘致してもらいたいと思います。

（8）番に入ります。

県が企業育成に対し、民間企業から特別職参与制度を導入いたしました。本町も企業誘致に関する経験者と知識のある人の採用を考えてはいかがでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今ご案内のとおり、宮城県におきましては、来年1月に大衡村に開業いたします、トヨタ自動車の子会社のセントラル自動車関連事業の幹部職員を県の非常勤職員ということで、経済商工観光部の参与ということで、この前、新聞等にも掲載されておるわけでございます。

そういう中で、町といたしましては、先ほど申し上げたとおり、対策本部を設置しながら、そして県の産業立地推進課といろいろと、これについては綿密に連携をとりながら進めてまいりたい。町で1人の職員を採用して、果たしてどういう形で採用するか、あるいは、その1人だけで機能が発揮できるのかというよりも、県の

産業立地推進課の職員を活用しながら、そして知事、副知事ともいろいろと今後とも折衝を重ねながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 県の産業立地推進課、亶理町も対策本部というふうに格上げした組織をつくるということで答えがございましたが、私としては、今、1人ではどうしようもないと言うんですけれども、指導的な立場というふうな考えでこちらに来てもらうと。そして現場の指導と折衝、いろいろな交渉、そういうふうな官公庁との、また企業との折衝をやってもらう、また町長に対してのアドバイスをもらうというふうなものの人を、週2、3回でもいいですから来てもらうというふうな形で、やはり企業対策本部の質を上げるためにもそれは必要だと思いますが。

あともう1つ。この産業立地推進課あたりに若い世代の職員を送り込んでノウハウを、短期に企業誘致という作戦ではなくて、長期に考えるということにすれば、今、職員の数も大変窮屈ではございますが、1人か2人は県あたりに送り込む考えはあってもよろしいかと思いますが、その点いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これからもやはり県の産業立地推進課といろいろと緊密に連絡をとると。先ほど申し上げたように、週に1回、2回は必ずうちの職員と課長が行っていろいろ打ち合わせをしておるといふこと、さらには第2点目の、職員を産業立地推進課に派遣して、果たして県の方の受け入れ態勢がどういう形で、派遣職員という形で併任発令という形にするのか、その辺も十分、県の幹部の方とも調整をとってみたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） それでは、今の件はよろしく申し上げます。

最後になりますが、きのう、一般質問で多くの提言がなされました。撤退の事実が事実として認識して、そこから学ぶことが大事だと思います。企業誘致に向かうことを望みますので、私初め、議会議員も責任を感じております。これから企業誘致に対しては全力で取り組みたいと思っております。町長も情報の提供や関係機関からのアドバイスも教え願いまして、私ともども努力してまいりたいと思います。

また、公共ゾーンの件で、質問で庁舎耐震診断における問題で、庁舎新築と保健福祉センターの一体化の話になりましたが、一石二鳥、一石三鳥はありません。ぜ

ひ、地道な慎重審議をしまして行政を進めてもらいたいと思います。3期目、期待申し上げます。

以上、終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって島田金一議員の質問を終結いたします。

次に、5番。渡邊健一議員、登壇。

〔5番 渡邊健一君 登壇〕

5番（渡邊健一君） 5番、渡邊健一でございます。

私は、個人情報保護法に関する過剰反応について質問させていただきたいと思っております。

「個人情報保護法とは」ということで、個人情報を利用することに配慮しながら、個人の権利や利益を保護、個人情報の取り扱いに伴うプライバシー侵害などから住民一人一人の生活を守るために、個人情報を扱う民間企業や行政機関に個人情報の利用目的の特定などを義務づけた法律が個人情報保護法であると言っていました。

それで（1）に質問いたします。

町長は、個人情報の扱いについてどのような判断基準をお持ちなのかお伺いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 渡邊健一議員にお答えいたします。

ただいま、渡邊議員さんからのお話がありましたとおり、まずもって個人情報の保護に関する法律が制定されたのが、平成15年5月に成立されまして、平成17年4月に全面施行されたということでございます。

また、この法律は5,000人以上の個人情報を有する民間の事業者を対象とするものでありますが、自治会や同好会など、その他の団体においても「個人情報」を保護するという観点では、法律に準じた取り扱いが必要となっておるところでございます。

本町においては、国及び県等の情報にかんがみ、平成14年12月に「亙理町個人情報保護条例」並びに「亙理町情報公開・個人情報保護審査会条例」を制定し、翌年の3月には、「亙理町個人情報保護条例事務取扱要綱」を定めておるところでございます。

私は、法律の定めるとおり、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、

特定の個人を識別することのできるものであり、「個人情報」については適切な取り扱いの確保、個人の権利及び利益を保護することはもちろんでありますし、個人の人格を尊重しなければならないということで考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 渡邊健一議員。

5 番（渡邊健一君） 私も調べましたんですけれども、「個人情報の制度のあらまし」ということで、「近年、IT化の進展に伴い、官民を通じてコンピューターネットワークを利用して大量の個人情報が処理されています。こうした個人情報の取り扱いは今後ますます拡大していくが、個人情報はその性質上、一たん誤った取り扱いをされると、その個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。企業から顧客情報の流出や、情報の売買事件などが多発、国民のプライバシーに関する不安も高まっている。こうした状況を踏まえ、だれもが安心してIT社会の便益を享受するための制度として整備されたのが個人情報保護制度である」と。町長が言いました、平成15年5月に施行されたんですけれども、その1つとしまして、民間を対象とする「個人情報保護法」、あと2つ目は、行政機関を対象とする「行政機関保有個人情報保護法」、3番目は、独立行政法人を対象とする「独立行政法人等個人情報保護法」、4番目は、不服申し立てなどに応じる「情報公開・個人情報保護法審査会設置法」、5番目は、関係法の整備を定めた「行政機関保有個人情報保護関係整備法」の5つから成っているみたいです。

それでご質問しますけれども、町では個人情報保護法によって、情報隠しなどはないと思いますが、町民の常識に合った判断基準の作成が必要となってくると思いますが、その点どうお考えでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町の方では、先ほど申し上げたとおり、平成14年の12月に亙理町の保護条例並びに情報公開、さらには審査会条例ということで、国の制度に基づく内容を整備させていただいたわけでございます。

そういう中で、ただいまご質問、さらに何か条例を制定するというお話でございますけれども、どういう条例かちょっと聞き漏らしたものですので教えてもらえばと思うところでございます。

議長（岩佐信一君） 渡邊健一議員。

5 番（渡邊健一君） 私、同僚議員からこういう資料をいただいたんですけれども、

「（仮称）箕面市ふれあい安心名簿条例（案）」というのをいただきました。これは大阪市の箕面市なんですけれども、これをちょっと読ませていただきます。

「これまでの名簿は、地域団体において作成し利用され、災害時の安否確認、緊急連絡や日常の情報交換など、地域コミュニティーに重要な役割を果たしてきました。近年、個人情報の保護に関する法律の施行や、地方公共団体の個人情報保護条例の制定などにより、人々の間に個人情報保護制度が定着してきました。しかし一方で、個人情報やプライバシーの保護が重視される余り、個人情報は何でも保護し、取り扱わない、名簿はつくってはならない、緊急時にあっても個人情報は出さないなどの法の誤った理解や、いわゆる過剰反応が一部に生じてきています」ということで載っていましたので、「このことは町づくりの重要な要素になる災害時の」、ここは市民なんですけれども、「市民の安全確保や地域コミュニティーの醸成を阻害する要因となります。この条例は、地域団体に名簿作成や条例に定める手続を義務づけるものではありませんが、個人情報の保護と有用な名簿作成の推進とのバランスとの中、より安心して名簿作成し利用できる環境整備を進め、地域団体が主体的に取り組む際の基準を定めることにより、地域社会の安全とコミュニティーの進展を願い制定します」と、こういうふうになっているんですけれども、我が亘理町ではどう考えますでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在の個人情報保護条例、あるいは公開条例、それらの要綱等があるわけでございます。そういう中で、ただいま示された条例そのものについてはプライバシーの問題とか、それらと勘違いしておる条文のようでございますけれども、あくまでも、先ほど申し上げたとり、自治会であっても、同好会、いろいろな団体については、名簿をつくる際には、やはりお互いに理解をしなければならないと。例えば名前だけでいいのか、住所も必要か、電話番号も必要なのかと、そういうことの内容を、やはりその団体、個人、同好会、それらの内容で準備すればいいのかなど。それを、町の方で条例で規制というか、それをするのが果たしていいものか。これはどこの、インターネットで調べればわかると思いますけれども、これを参考にしていきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 渡邊健一議員。

5 番（渡邊健一君） これは大阪府の箕面市というところがございます。それで、これは

条例（案）というのが載って、私も一応調べてみました。そしたら、「ふれあい安心名簿条例」というのが平成22年4月1日で施行されてありました。

それで、こういうことが書かれています。「ふれあい安心名簿をみんなで守って、みんなで活用」ということで、「名簿がなくて困ったことはありませんか。子供が遊びに行ってもまだ帰らないけれど、友だちの家の電話番号がわからない。インフルエンザで急に学校が休校になった。連絡網がないのでなかなか連絡が取れない。」あと、ひとり住まいで高齢の、これは同僚の佐藤アヤ議員さんが質問していると思いますけれども、「ひとり住まいの高齢の何々さん、最近見かけないけれども連絡がない」と、こういうことが載っています。

それで私が、亘理町でもこういうものを取り組んだらどうかなと思ひまして、町長にお伺いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先日、この関係で打ち合わせをした段階で、例えば学校の卒業の名簿そのものについても、名前はあるけれども住所、電話番号がないという、現在そういう時代になっている。そういうことで、10年後、20年後、33歳の年から、42歳の年から、60歳の還暦になっても連絡しようがなくなるのではなかろうかと、そういう意見はあっても、やはり今はそういうことで、名前はいいですけども、住所、電話番号……だから、これから同級会とかいろいろの内容もできないのか、一々連絡するのが大変な時代になったのかなと思っております。

しかし、先ほどのプライバシーの問題と、いろいろと個人情報の権利・利益の保護、あるいは個人情報の有用性のバランスを考えていかなければならないのかなと思っております。

そこで、町の方でもいろいろと各団体の名簿そのものはあるわけがございますけれども、それらについても十分管理徹底をしておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 渡邊健一議員。

5 番（渡邊健一君） （1）番終わりました、（2）番に入りたいと思うんですけども、この法律の誤った理解により、本来必要とされる個人情報の提供ができないなど、過剰な反応があると思ひますが、お伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先ほども若干触れましたけれども、個人情報保護法については、「個人の権利利益の保護」と、そして「個人情報の有用性」のバランスを図ることが最も大事ではなかろうかと思っております。

ただいま議員さんからお話しのとおり、法の定めた以上に、渡邊議員さんのご質問にある「個人情報」の提供を控えてしまう、いわゆる「過剰反応」が一部に見られますが、一般的に言われる他人の干渉を許さないことや、各個人の私生活上の自由を意味する「プライバシー」とは異なるものでありますので、町といたしましても広報紙等を利活用しながら、本来の意味についての啓発・啓蒙をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

これについては、広報わたりでお知らせということで、平成14年4月から年1回、これらの個人情報保護法にかかわる内容を掲載させていただいております。

ちなみに、平成20年度の情報公開制度の利用状況については、公開1件だけの数値であったということをおし添えておきたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 渡邊健一議員。

5 番（渡邊健一君） ですから、この度合いがあると私も思います。バランス、町長も言われた、どこまで教えていいのかというバランスもあると思いますけれども。

私、調べましたけれども、政府が個人情報保護関係省庁連絡協議会で申し合わせた主な内容というのがあります。それを見ますと、「本人の同意を得なくても個人情報を提供できる場合」と、こうある。それは法令に基づくもの、あと警察や検察の刑事訴訟法に基づく捜査関係事項の照会、あと、振り込め詐欺事件で弁護士会から銀行に対する弁護士法に基づく照会。あとは2番目としまして、生命、身体、財産の保護に必要な、災害や大事故などの緊急時、患者の家族などが医療機関に求めた患者に関する情報、あと製品に重大な欠陥があるような、緊急時にメーカーが家電販売店に求めた顧客情報。あと3番目といたしまして、公衆衛生、児童の健全育成に特に必要なもの。あと、地域がん登録事業で、地方自治体が医療機関に求めた診療報酬情報。あと4番目に、国などに対する協力。税務署などが事業者に対し、任意に提供を求めた顧客情報は提供できるとなっていますけれども、こういうことに関しましてはどう思いますでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもって、「個人情報の保護に関する法律」は6点の章から成っ

ておるわけでございます。第1章から第3章までは官民共通の「基本法制」の部分が規定されております。そして第4章から第6章までは民間部門を規定し、一定の事業者に対する義務づけをしておるところでございます。さらに、公的部門においては、国の行政機関を規制する法律や、都道府県庁、市役所及び町村役場、教育委員会、公立学校などを規制するため、各地方公共団体が策定した「個人情報保護法」がそれぞれ制定されておるわけでございます。

例えば、町といたしましては、警察からの捜査に必要な事項の報告の求めに応じる場合、あるいは統計調査への協力など法令に基づく場合であれば、個人情報取り扱い事業者は、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することができることとなっております。

また、民生委員・児童委員は町の保健福祉課などの協力関係機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには「個人情報」の適切な提供を受けることが必要であります。さらに、災害時要援護者リストを各機関で共有する必要不可欠なものについても「個人情報」を得ることは必要であると解釈いたします。

そのような中で、自治会や愛好会などの任意団体で5,000人以下の団体であれば法律の適用は受けませんが、会員に対し、名簿を作成する目的や個人データの項目、すなわち住所・氏名・電話番号、これらについて第三者への提供の手段または方法、本人の求めにより名簿から削除できることなどを、自治会、あるいは何々愛好会とかといった場合については、総会時の資料などに明記し周知することが必要であると考えておるところでございます。

また、名簿を第三者に悪意を持って渡した場合、それにより名簿に記載された人に被害が生じたときは、情報を漏らした方に民法上の慰謝料等の支払い責任が生ずることも、会員に対し、個人としての情報保護義務を周知すべきと考えておるところでございます。

やはり個人情報が漏れないよう適切に管理することを定めた法律でありますので、自治会等における活動においても適正に管理運営していることを周知するなど、法律を正しく理解し上手に活用することが最も大事ではなかろうかと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 渡邊健一議員。

5番（渡邊健一君） 町長の言われるとおり、法律を理解して本当に活用することと思ひ

ます。

それで、学校の方はどのようなふうになっているか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） お答え申し上げます。

学校も個人情報保護法に基づいて、子供たちの成績、あるいは身体検査、あるいは家庭調査等々について、個人のプライバシーに係るものについては厳重にそれを管理をしていると。特に、今はメモリスティックというパソコンを使っている学校が多くございますので、そのメモリスティックを毎日教頭が管理者となって金庫に保管して、外部に流出できないように厳重に保管しているということを教育委員会としては指導しておりますし、各学校もそれを実践している。たまに、通信表などを家庭で記入する際、車上荒らしに遭ってそれが流出したというふうな新聞報道などもたまにあるんですね。宮城県では今のところはそういうことはないんですけども、全国的に、1学期まもなく終わるわけですけども、そういうこともあるものですから、校長会、教頭会の中でそういう個人情報に関するようなことに関しては厳重に管理するように、県からも指示は来ておりますけれども、町教委としてもそれを徹底を図っていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 渡邊健一議員。

5 番（渡邊健一君） 学校関係も本当にいろんな情報があり過ぎるくらいありますね、私も調べましたけれども。校長室関係、事務室関係、職員室、保健室、あとキャビネット、先ほど教育長さんがおっしゃいました自宅に持って帰ってやったり、いろいろありますので厳重に管理をお願いいたします。

それで（3）番目に入りますけれども、（「3番目の答弁は返ってきていると思うんですが」の声あり）

では、はい。2番目の、消費者保護・詐欺対策についてお伺いいたします。

町内における被害はあるか、どういう被害が多いのか、お伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えします。

振り込め詐欺被害などの刑法犯とは別に、いわゆる悪質商法による消費者被害の

例を挙げますと、やはりお年寄りの方々があるようでございます。特に、訪問販売、その際には消火器、あるいはふとん、あとリフォームなどで一般的な価格よりも高額な価格で購入契約をしておられる方もあるということでございます。

これらのケースの中には、購入後すぐ、亶理町では消費生活相談員を配置しておりますので、これらの相談業務についてはクーリング・オフ、すなわち消費者に与えられた契約を解除することができるということでございますけれども、これらについて相談員がいろいろと指導を凶っておるところでございます。

また、架空請求のはがきが送られてくるという、あるいは不用品の回収業者から高額な費用を請求されるということ。あるいは、これは投資マンションというか、「マンションを買ってください」とか、そういうしつこい電話勧誘があるということでございます。これらについては、それらの内容については、町といたしましてもいろいろと相談しながら対応しておるところでございます。

ちなみに、平成21年度に生活相談員の方に相談された件数は82件となっております。今後とも、高齢者、あるいはひとり暮らしの方々がこの被害に遭わないように、町の広報等を使いながら周知徹底を凶ってまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 渡邊健一議員。

5 番（渡邊健一君） 一番被害が多いのは「おれおれ詐欺」とかが一番多いのではないかと私は思っています。それで、振り込め詐欺ということで一応調べましたけれども、この種の詐欺が広く知られるようになったのは、若い人の声で高齢者に電話をかけ、子や孫を装った困窮した状況を訴え、金が必要だとだまし取るという犯罪を紹介して注意をする、喚起をする報道がされたことから多くなったということも書いてありました。

それで、（2）番目に移りますけれども、対策といたしましては、詐欺の被害防止対策としては、町ではどのような取り組みをしているのか、お伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 消費者被害防止のためには、先ほど申し上げたとおり、町の方では1名の女性職員を消費生活相談員ということで、年間を通して配置をさせていただいております。そういうことから、相談業務だけでなく、やはり悪質商法などにかかわらないようにということで、町の方でも出前講座という制度がご

ざいます。また、消費者大学講座という講座がございます。そういうことから、これらについてこの講座、あるいは出前講座の中で消費者相談員が指導をすると。さらには民生委員、特にひとり暮らしとか、そういう方々に対しましても、民生委員の会議の際に相談員がお伺いいたしまして、いろいろと悪質商法の対処法というか、それらについても十分指導徹底を図って、町民一人一人が被害に遭わないようにということで、これからも消費生活相談員を張りつけながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 渡邊健一議員。

5 番（渡邊健一君） 消費生活相談員が我が町には女性職員が1名であるということでありまして、年間、平成21年度は82件相談がありましたということがありますけれども、どういう相談がその中で多かったのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 消費生活相談員が1年間相談を受けたのは、全体では122件だったんですね。そのうちの82件が消費生活相談でありました。そのうちの内訳としましては、悪質商法と言われる訪問販売とかマルチ商法とかいろいろあるんですけれども、あと催眠商法とか、そういう電話勧誘とか売りつけ商法というのは16件ありました。訪問販売、先ほど町長が話いたしましたように、ふとんのリフォームとか、それから消化器の販売、普通よりも高い金額で売りつけたということでございます。あと、去年多かったのは、やはり職員に対してでしたけれども、投資マンションの執拗な電話勧誘、大変役場職員も迷惑いたしました。それも多くなっております。それから、送りつけ商法ということでは、天皇陛下のご成婚の記念とか、そういうようなものを送りつけて、困って相談に来た方々がおりましてけれども、そういうのも全部、消費生活相談員がクーリング・オフとかの制度を利用して、大事に至らない件数で、この82件は大体うまく被害に遭わないようになっております。以上です。

議長（岩佐信一君） 渡邊健一議員。

5 番（渡邊健一君） 消費者相談が全体では122件の中で82件であったと。その中で、催眠商法、マルチ商法、訪問でふとんのリフォームとか消火器販売とか、投資マンション、送りつけ商法とかいろいろありますけれども、この中で年齢的というか、どういう方が一番多かったかお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 年齢はいろいろでございますけれども、やはり自宅におられる方は高齢者ですので、高齢者が多い割合になっております。

議長（岩佐信一君） 渡邊健一議員。

5 番（渡邊健一君） いろいろ被害防止策として、町ではいろいろ女性職員が対応しているということに敬意を表します。

悪質商法というか、私、こういうのを見かけるんですね。おれおれ詐欺、今、ありました、先ほど言った催眠商法あり、悪質金融とか、あと携帯電話の番号を示した金融の張り紙などが電柱に張られているのを町内で見かけるんです。こういうのもあるんですが、こういうときの張り紙に、申しわけないけれども、引っかかっている人というのはあるのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 先ほど回答したとおり、そのほかはございません。

議長（岩佐信一君） 渡邊健一議員。

5 番（渡邊健一君） （2）番、いろいろ本当に、窓口の町民生活課では消費者相談というか、そういう大変な部署だと私は思っています。いろいろこういう質問をしないとわからないんじゃないかなと思って質問させていただきましたけれども、いろいろ町で取り組んで、ますます健康な町づくりをお願いしたいと思います。

以上、質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって、渡邊健一議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時20分といたします。休憩。

午後0時19分 休憩

午後1時18分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

8番。安藤美重子議員、登壇。

〔8番 安藤美重子君 登壇〕

8 番（安藤美重子君） 8番 安藤美重子です。

私は、今回2点について質問をいたします。

第1点目、ブックスタート事業を行ってはどうかという質問でございます。
「ブックスタート」とは、赤ちゃんの幸せを願う気持ちを共有し、絵本を通じて赤ちゃんと保護者が楽しい時間を持つきっかけづくりをして、乳幼児健診時に絵本やお役立ち資料などを言葉とともにプレゼントをする運動であるとともに、子供が読書ということに初めて出会うという事業でございます。これは、1992年に英国のバーミンガムで始まり、日本では2000年11月に限定された地域で試験的に実施され、今では全国的に広がりを見せています。

ブックスタートと申しましても、これは早期教育が目的ではなくて、また、絵本を手渡すという、ただそれだけのことでなくて、大好きな両親、またその取り巻く家族の方々と一緒に、赤ちゃんが絵本を見たり話しかけたりする時間を持つことが、すこやかな赤ちゃんの育ちに最大の喜びが与えられるのではないかとすることを目的にしております。

自治体によりましては乳幼児の場合もありますし、若干大きくなってからということもあるようでございますけれども、亘理町議会では、平成16年に佐藤アヤ議員が同様の質問をしております。前回の答弁も踏まえて、今現在まだ実施されている状態ではございませんので、改めてこのブックスタート、始めてはいかがでしょうかということでございます。ご答弁をよろしくお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 教育委員会部属に所属しますので、教育長の方から答弁いたしたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、安藤議員にお答えいたします。

ブックスタート事業ということに関してございますけれども、この事業については、子育て支援の一環としまして、平成14年度から平成19年度まで、文部科学省と厚生労働省の連携事業であります「子育て学習の全国展開市町村事業」を活用して、「妊娠期の子育て講座」を実施し、その講座の中で絵本の読み聞かせの実演をしながら、乳児期から絵本に親しむきっかけづくりの教材として、年間約200人の受講者に絵本を差し上げておりました。

本町では「ブックスタート事業」という名称は使いませんでした。国の100%の補助、または委託事業として、絵本を差し上げる女性の対象時期（妊婦あるいは

母親)は違いますが同じような事業を実施しておりました。

この事業講座は、母子健康保健手帳を発行するときに、保健センターにおいて、妊婦を対象として、保健師などの「妊娠中の過ごし方と母親になる心構えについて」の講話、絵本の紹介、グループワークを実施し、育児不安を持つ親や、あるいは子供への接し方のわからない親の急増等に対応するため、子供が生まれる前の妊娠期の親に対して、親子の触れ合いやしつけ、コミュニケーションのとり方について等の基本的な理解を深めるために行ったものであります。

本町といたしましては、現在、毎週月曜日に実施されております乳幼児相談日のうち、月1回は子育てサポーター2名の協力をいただきまして、絵本の読み聞かせや手遊びをしており、その以外の週においては、保育士が読み聞かせを実施し、推奨したい絵本のリストを掲載した「子育てサポーターのおすすめ本」を希望者に配布しております。

また、月1回実施しております6ないし7カ月児の検診及び2歳6カ月児の歯科検診のときにも保育士が読み聞かせを実施しているところでございます。

今後、「ブックスタート事業」として再開すべきかどうかにつきましては、実施方法等を含めて関係する課や、あるいは部署などと十分に検討して考えていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長(岩佐信一君) 安藤美重子議員。

8番(安藤美重子君) 2000年に始まりましたこのブックスタート事業でございますけれども、ことし2月末には718の市町村で導入されているようでございます。これは、1,778市町村ある中の約40%の市町村で実施されているということでございます。

私も先日、柴田町のブックスタート事業に行つてまいりました。そういたしましたらば、ちょうど柴田町では4カ月検診のときに保健センターで行われておりました。そのときに、最終的に一番最後の検診の終わった方から順次に絵本を差し上げて、そして赤ちゃんに実際絵本を読んで差し上げていました。そうしたときに、赤ちゃんは、4カ月で絵本を見るのかなと私もちょっと、大丈夫、わかるのかしらと思ったんですけれども、赤ちゃんはしっかりと目で絵本を追っています。こんなに小さくても絵本というのは赤ちゃんにこんなに影響を与えるのかなということを肌で感じてまいりました。

子育てというのはなかなか大変な仕事でもあります。一緒にこの子のために絵本

を読み聞かせる、その共通の時間が与えられるとうことは親にとっても、子どもにとってもすこやかな、本当に大切なひとときだと思います。

今現在、亘理町でも生まれていらっしゃる赤ちゃんは300人にも満たない状況でございます。その子供たちが3カ月、4カ月検診といいましても、大体25人から30人くらいの赤ちゃんたちが集まるわけですから、そのときには十分できる事業ではないかなというふうに考えます。

そして、始まったときは「子供読書年」のときでありました。ことし2010年は「国民読書年」でもあります。ぜひこういう機会にブックスタート、この事業を行うというのはひとつ意義のあることではないかと思われま。子供たちにとっても、本に出会う喜びというのは小さいときからあった方が私はいいいと思いますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思。そして、子育てに優しい町というのは、これから若者の定住、それから企業誘致でこちらの方に大勢の人がいらしたときに、亘理町は子育てに非常に優しいんですよということがわかれば、こちらの方に定住して見える方たちもたくさんいらっしゃるのではないか。今でも亘理町はほかの市町村に比べれば、子育て支援については進んでいると言われている部分が多々ありますので、それをもっともっと拡充するためにもぜひ取り入れていただきたいと思。いますので、もう一度ご答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 安藤議員さんのおっしゃるとおりでございますが、亘理町におきましても、子育てサポーター事業が非常に充実しております。

過日、全国の町村教育長会議の総会に行きました。その際、文科省からいろいろ教育施策について説明があったわけでありま。その際の、子育てに関するサポーターのパンフレットの中に、宮城県亘理町、その事業が載っていたんですね。全国的にそのパンフレットの中に、宮城県亘理町の子育てサポーターの名前、ちょっと忘れま。けれど、それが載っていたということで、非常に心強く胸を張ってその会場を帰ってきたわけでございますが、そういうふうに当町といたしまして、乳幼児期から本に親しませると。今の若者は活字離れとよく言われております。これはどういうわけかという、多分、テレビゲーム等の過剰な視聴が多いのではないかと。そのために本から離れていくと。小さいときからそれに親しんでいけば、いずれ小学校、中学校、高等学校、大学に入っても、あるいは一般、大人になって

も本に親しむというか、やはり三つ子の魂百までもでありますけれども、そういうふうな機会を数多く取り入れていきたいものだというふうには考えてはおりますが、これは教育委員会サイドだけではできませんので、保健福祉課とか、ほかの部署と十分連携を図りながら考えていきたいというふうには思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 今、教育長の方から、教育委員会部門だけではなくて、町とも連携をとということでお話がありました。町としてはどのようにお考えなのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって概要だけを申し上げまして、具体的な内容については担当の保健福祉課長が答弁いたしますけれども、やはり、今、教育長が申されたとおり、三つ子の魂百までもということが基本と考えております。

そういう中で、先ほど教育長から絵本の配布ということでございますけれども、これについては2冊配布していると思っております。さらには、子育てサポーターの登録者は30名（「18名です」の声あり）私聞いたのは30名と、減ったんですか、そういうことから、具体的な内容については保健福祉課長の方から答弁をいただきます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） すべて教育長並びに町長の方から答弁を申し上げたとおりでございますけれども、今まで続けた内容をもう一度検討させていただきまして、ブックスタート事業と当町で行っていたものの一番の違いといたしますが、まだおなかにいる段階からお母さんがおなかの子供に読み聞かせると、そしてご本人そのものもさらなる赤ちゃんに対して愛情を持ってもらうというふうなことで始まったものですから、そういった形がいいのか、あるいはほかの市町村のように、生まれてから3、4カ月の方から始めた方がいいのか、その辺も含めて検討させていただきますけれども、いずれにしろ、実施する方向で検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） ブックスタートのスタート時点はどこでも、その市町村で構わないと思っておりますけれども、ぜひ、絵本は別に2冊と限っているわけでもございません

し、1冊でも構わないとも思いますし、その自治体に合った形で始めていただければと思います。

それから、子育てサポーターの皆さんの活動は、もう数年来亘理町は先進地という形で紹介されております。今、18名ぐらいということでございましたけれども、各小学校にも読み聞かせで入っている方たちもボランティアでもおりますし、いろんなところで読み聞かせをやっている方たちもたくさんいらっしゃいますので、その方たちにも連携をとっていただいて、同じ人だけでなく、いつでも何人かのグループで行かれるような、そういう体制でぜひ始めていただきたいと思います。

それでは、2問目に移ります。

学校で戦争体験の講話を行ってはどうかということでございます。

戦後、今回の戦後というのは第二次世界大戦のことを私は申し上げます。

65年が過ぎました。戦争の悲惨さ、苦しさ、悲しみを体験された方もご高齢になってまいりました。本や映像とは違う体験談を伺うことも大切なことだと思います。体験された方たちの中には思い出したくないつらい記憶もあることと存じますが、今伺わなくては、今、本当にその方たちのお話を伺うことがなければ、もうそういう機会がなくなるのではないかと思います。

戦後60年たちまして、今から5年ほど前あたりから、戦争体験を語り継ぐ活動として朗読の会とか聞き取りの調査を本にまとめた方たち、それから戦争中の教科書の展示とか、いろんな写真展とか、いろんな形がなされておりましたけれども、亘理町におきましては、小学校や中学校で年1回、戦争の体験談を伺う機会も必要ではないかと思われまので、教育長のお考えを伺います。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、安藤議員さんにお答え申し上げます。

まず、戦争関連の事業について申し上げますと、小学校では、国を愛する心情を育てることと、平和を願う日本人として、世界の国々の人々とともに生きていくことが大切であることを自覚させるために、6年生の社会科の歴史の授業の中で日清戦争、日露戦争及び第二次世界大戦について学んでおります。

中学校におきましては、1、2年生の社会科の歴史の中で、第一次、第二次世界大戦の背景及び大戦前後の国際情勢等を学び、この大戦において人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させ、国際社会とのかかわりを通して世界平和への努力がなさ

れてきたことを現在学んでいるわけでございます。

また、各学校におきましては、回数は少ないんですが、主に小学校5年生を対象にしまして、総合的な学習の時間を利用して、議員さんが提案している戦争体験者からの講話等も実施している学校もあります。

中でも、吉田小学校におきましては、ここ何年かにわたり、学社連携を生かしながら生涯学習の授業であります家庭教育支援基盤事業を活用し、助成金をいただきながら、町内外の戦争体験者から年1回は講話をいただくと、そういう事業を吉田小学校では実施しております。

それに関連しまして、吉田小学校が位置する吉田西部地区におきましては、「まちづくり協議会」の設立に向けて準備委員会が立ち上がったというふうな話を聞いております。過日、行われました吉田小での西部地区コミュニティ推進協議会による運動会、あの中でも小学生とお年寄りの方々が運動会の中でともに談笑しながら演技種目に興じていた姿を見て、大変すばらしいなという感じを持ったわけでございます。

そういう「まちづくり協議会」というものが正式に発足したならば、そういう中で何か地域の戦争体験者と子供たちの触れ合う場、あるいは戦争体験を話して聞かせる場などもその事業の中に考えてもいいのではないかと。そういう際は、町としまして、教育委員会といたしまして何とか支援してまいりたいというふうには考えております。

吉田小学校はここ数年、その講師の方を私も存じ上げております。佐藤英一さんという方ございまして、角田の元先生でございました。吉田小学校に訓導として勤務なされた方なんですね。多分その方は、もう終わったかもしれませんが、次の方においでいただいて戦争体験談を聞いているのではないかなと思っております。

吉田小学校のほかの学校でも、私、亘理小学校にいたとき、地元の方においでいただきまして、6年生に戦争時代の、その方は少女時代だったようですけれども、その当時の苦しさと言ったらいいんでしょうか、戦争時代の生活の仕方等々について6年生に話を聞かせてもらったという経緯がございます。

ほかの学校でもこういうふうな事業を実施しておりますけれども、なかなか総合的な学習の時間、きのうの質問にもありましたように、ほかの教科がふえた分、こ

の総合的な学習の時間が30時間から40時間削減されるわけであります。今200時間ぐらいあるんですけれども、それを30時間から40時間削減されてほかの教科に振り向ける。それでもほかはふえるというお話をきのう申し上げましたけれども、総合的な学習時間というのは自由に、子供が問題意識を持ったものに対して学習を深めていくというふうな学習でございますが、その時間が30時間から40時間減らされるものですから、なかなかその時間を確保するのが、今後どうなるのかなというところ、私自身危惧しているわけでございます。

それにしても、戦争が終わって65年経過しているわけですが、あの悲惨な様子を二度と子供たちに味わわせたくないというのは私だけではないというふうに思っております。したがって、そういうことを語りつなげていくということが非常に大事だろうというふうに思っておりますので、今後も時間があれば、何とかそういう時間をうまく学校側で工面していただきまして、戦争体験をした人のお話を聞く機会を今後も実施していくような機会をつくってくださいと、各学校の校長にはお話ししていきたいというふうにも思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8番（安藤美重子君） 私が入っております亙理町の婦人会、それから、郷土史研究会の吉田地区の研修会のときにも戦争体験のお話を伺いました。婦人会のときには、満州から引き上げてくる方のお話でした。そしてこの間の郷土史研究会のときには、シベリアの抑留生活での実体験を伺いました。伺っております、私も60年生きてきていますけれども、知らないことがたくさんありまして、今聞かなかつたら本当に聞く機会がなかったなという形で、とてもよい経験をしたと思っております。

本当に実体験をなされた方はもう85歳を過ぎていらっしゃるのではないかと。斎藤諭吉先生はもう皆さんたちの前でお話しするのはこれで終わりかもしれないというふうなお話もなされておりました。ここの議場の中にいらっしゃる方々の中でも、実体験をなされている方たちというのは本当にごくごく限られた方だけになってしまいました。これからの、本当に、実体験だけではなくて、家庭を守っていた、家庭でのこと、それから亙理町ではどうであったのか。自分は子供だったけれどこう感じた、爆撃の音はこんなだった。女性として、母としてどんなにつらかったか。そういうふうなお話をぜひ子供たちに聞かせる場をつくっていただきたいと思っております。

このことは、戦争の悲惨さだけではなくて、命の大事さということもかかわって

くるんじゃないかなと思います。今、よく盛んに言われております人の命の大切さということを経んじている方、それからいじめとか、そういうものに対してもこういうお話を伺うということはすこぶるいいことじゃないかなと私は思います。

あと、地域の方々が学校に行ってお話をするということは、子供たちにとっても非常にいい経験がなされるのではないかなというふうに思います。そういうことも踏まえて、もう一度前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 命の大事さ、道徳教育の中で命の大事さ、あるいは命の尊厳と、そういうふうなことで、1年生から中学3年生まで道徳として授業を受けていますけれども、生命の大事さ、あるいは生命の尊厳というのはすべての教育活動の中でそれが育成されるべきものだろう。ただ、基本になるのは、今、お話しした道徳の時間の中で、それを子供たちに十分に学習して理解させるというふうなことで取り組んでおります。そういう道徳の中で外部講師を、今は開かれた学校としておりますので、地域の方々が自由に学校においでいただくということはどこの学校も門戸を開いております。敷居は昔のように全然高くはございません。したがって、こういうことちょっと学校の子供さんにお話ししたいんだと校長に申し入れれば、それは本当に歓迎して迎えるだろうというふうに思っているところでございます。

先ほど、吉田小学校のことをお話ししましたが、昨年は2回戦争体験の方においでいただいて、先ほど安藤議員さんがお話しされた斎藤諭吉先生、それから、佐藤英一さんと、このお二人においでいただいて2回ほど授業を展開していると。おそらく今年度もそういうふうなことを計画しているのではないかなというふうに思います。

したがって、吉田小学校さんでやっていますので、ほかの小学校にもこういう講師さんがいるということも周知しながら、ほかの学校でも前向きにこういうふうな授業を展開してほしいというふうなことを学校長に申し上げておきたいというふうには思っております。以上です。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 教育長の方からのお話があったわけでございますけれども、青少年の健全育成のための意見発表が今月中旬以降にあるわけで、22日ですか、その際に教育長さん、戦争の映画があると思うんですね、ライブラリー関係で。それを

10分とか15分映写することによって、ある程度それらの戦争体験の発表もできるのではないかと。これらについて教育長さん、計画をお願いいたしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 再来週、荒浜小学校で青少年健全育成の集いを行いますけれども、今年度はすべてプログラムが決まっておりますし、意見発表の後、講師先生をお迎えしておりますし、そのことについては来年度以降考えていきたいというふうに思いますし、あるいはそういう戦争映画等については、各学校にもその辺も、もし戦争体験の方がなかなか見つからないという場合はライブラリーがございますので、そういう視聴覚を利用したことも、特に授業の中でそういうふうなものを見せるようにというようなこと。テレビ放送でも教育テレビでそういうふうな社会科の中であるわけです。したがって、学校では教科の授業の中でテレビ視聴、教育テレビのそういう歴史的なもの、あるいは理科の授業だとそういうものもありますし、あるいは道徳の時間も、NHKの教育テレビですばらしい内容のものがあるわけなんです。それらを併用しながら授業を進めているという先生方もたくさんおられますので、その辺も授業の中で教材として戦争に関するようなライブラリーを視聴させてほしいというふうなことはお話を申し上げたいというふうに思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 戦争を体験なさった方たちは、何も30分も1時間もまとめてお話ができるという方々だけではないと思います。ですから、何人かの方々に、自分の子供のときはこうだった、ああだったということ、記憶をたどりながら思い出して地域の子供たちに語りかけるような、そういう……映像ももちろん大切ですが、ご近所のお年寄りの方たちが子供たちにじかに語って聞かせるというようなことも、私はとても大事なことだと思いますので、ぜひ、ことしからは言いませんけれども、来年度あたり、授業時間が少なくなっていることも確かではございますけれども、ぜひ年1回、1時間ぐらいの時間をとっていただいて、地域の方々のそういうお話を聞かせてあげられる時間帯をつくっていただきたいなということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって安藤美重子議員の質問を終結いたします。

以上で、一般質問を終了いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時52分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 永浜 紀次

署名議員 高野 進

